

COVID-19 ワクチン職域接種を受けられる皆さまへ

新型コロナウイルスワクチン接種のための歯科医師による筋肉内注射について

ワクチン接種は一般的には「歯科医行為」の範囲を越えると解されますが、「予防接種法」の「臨時接種」として国が行う今回の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」は、来年2月までにできるだけ多くの皆さまに迅速に接種を行うことを目的としており、厚生労働省より歯科医師による接種実施が認められるとの解釈がなされております（※）。筋肉内注射については、歯科医師は歯学部の特設課程において、筋肉内注射の基本的な教育を受けており、口腔外科や歯科麻酔の領域では、実際に筋肉内注射を行うことがあります。

接種に関わる医師・看護師の不足状態が続いている事情も踏まえ、特設して行う今回の職域接種においては歯科医師の応援を受けて、新型コロナウイルスワクチンの接種を歯科医師による筋肉内注射で実施いたします。

なお、担当する歯科医師は、厚生労働省・日本歯科医師会の監修による新型コロナウイルスワクチン接種についての研修を受講し、修了証を得た歯科医師です。また、接種前の問診は臨床研修医と医師が担当いたします。

上記趣旨をご了解いただき、予診票にご署名いただきますようお願い申し上げます。

※「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和3年4月26日事務連絡 厚生労働省医事課・歯科保健課・予防接種室）